

感染症対策ネットワークセミナー実施要項

(「あおもり感染症クライシスマネジメント人財育成事業」関係)

(趣旨)

第1条 この要項は、「あおもり感染症クライシスマネジメント人財育成事業」のうち、「感染症対策ネットワークセミナー」(以下「セミナー」という。)の実施に関して必要な事項を定める。

(セミナーの目的)

第2条 セミナーは、感染症対策の基礎・感染症患者発生時の対応などについての講演・ワークショップなどを行うことにより、感染症対策に関する理解を深め、感染症に正しく対処することにつなげるとともに、セミナーにおいて参加者の間で感染症対応について相互に協力する意識醸成の機会をつくることを通じて、地域の感染症対策の向上を図ることを目的とする。

2 前項の目的を達成するために、セミナーのテーマを別途定め、当該テーマに基づきプログラムを決定する。プログラムは、次の各号で構成することができるものとする。なお、プログラムの詳細は、第4条の規定に基づき別に定める。

ア 基調講演

イ ワークショップ

ウ 全体会

(セミナーの参加者)

第3条 セミナーの参加者は、感染症対策業務に従事する医療従事者・行政職員及び一般県民とする。

(セミナー開催要領等)

第4条 セミナーの実施にあたっては、別に定める「感染症対策ネットワークセミナー開催要領」(以下「開催要領」という。)に基づき実施する。

2 セミナーのプログラムのうち、ワークショップの参加者については、開催要領に定める手続きによるものとする。

3 前項のワークショップの実施にあたっては、支障のない範囲において、ワークショップの参加者以外の参加者が聴講することができるものとする。

(セミナーの実施時期)

第5条 セミナーの実施時期は、次条の実施場所ごとに10月又は11月の1日間とする。その詳細は、開催要領において定めるものとする。

(セミナーの実施場所)

第6条 セミナーは、県が指定する会場で行うものとする。

(セミナーの参加人員)

第7条 セミナーの参加人員は、前条で指定する会場の収容能力等を勘案して、開催要領で定めるものとする。

(セミナー・プログラムの内容等)

第8条 セミナー・プログラムは、基調講演、ワークショップ、全体会（各テーマ分野におけるワークショップの結果の全体発表・講評）により構成し、その内容及び指導する専門家については、必要な検討・調整等を行った上で県が決定し、その旨を開催要領に定めるものとする。

(参加費用)

第9条 セミナー参加に要する費用（テキスト・資料代を含む。）は無料とする。ただし、交通費その他参加者が参加するのに必要とする経費（宿泊料など）については、参加者が負担するものとする。

(施行事項)

第10条 この要項に定めるもののほか、セミナーの実施に関して必要な事項は、その都度別に定める。

附則（平成24年9月5日青保第647号）

この要項は、平成24年9月5日から施行する。